

反対討論

29 番 石平春彦

議案第 152 号 平成 24 年度上越市病院事業会計決算認定について
議案第 158 号 平成 25 年度上越市一般会計補正予算(第 3 号)
議案第 169 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

私は、今議会に提案された議案のうち、議案第 152 号、議案第 158 号、議案第 169 号の 3 案について、反対の立場で討論を行います。

私は、26 年間の議会活動の中で、反対討論を行うのは、これが初めてであります。議案に反対したことは、何度かありますが、自ら反対討論に立たざるをえないと決意したことは、これまで、ありませんでした。

しかし、今回の議案に関しては、提案内容もさることながら、その行政姿勢において根本的な問題があり、あえて苦言を呈さざるを得ないという結論に達したものであります。

議員各位のご理解と、冷静で賢明な判断をお願い申し上げます。

まず、「議案第 152 号 平成 24 年度上越市病院事業会計決算認定について」であります。

今回の議案の問題は、人件費相当分の消費税 1 億 2,390 万円を過払いし国から返還してもらえなかったことに対し、市民に対する明確な反省もけじめも全くつけずに、単に「特別損失」として計上して、会計上のつじつま合わせをし、この問題の幕引きを図ったことであります。

市民の多額の血税を、みすみす損失してしまったことに対し、それを、「違法・不当ではない」と結論付けて、政治的にも道義的にも責任をとることを放棄し、市長の一片の「お詫び」表明だけで、ことをすませた態度は、私には全く理解できませんし、許しがたいことと言わなければなりません。

私は、このことに限りない嘆かわしさをおぼえると同時に、同じ市政に関わる議会の一員として、市民の皆さんに大変申し訳ない気持ちでいっぱいでありました。

市長は、当時の事情では、やむを得なかったかのようなことを弁明されましたが、そもそも「最少の経費で最大の効果を発揮すること」、「徹底的に節税・節減を意識して事務事業を遂行すること」は、行政ばかりでなくあらゆる経営の鉄則であります。

そのような中、節税の手法、すなわち消費税の過払いを回避する手法が取りえたにもかかわらず、そして、すでに 1 年前に横浜市のようにその対策をとっていた自治体の前例があるにもかかわらず、監査委員の監査結果が指摘するように不十分・不適切な事務執行の中で、必要な対策を取りえなかったことは、行財政運営上の大きな失策であり不手際であります。

ですから、どのような弁明をしようとも、少なくとも結果責任はまぬがれないのであります。

しかるに、上から下まで誰も責任を取らない。そして、どのように検証し、どのように改善したのか、再発防止のための実効性ある対策も、目に見えた形で全く分からないというのが、現在の行政の悲しい実態であります。

要するに、今回の行政の一連の対応の中で、1点だけわかったことは、上越市役所では、明らかな違法と断定されない限り、行政がどんな失策をし、市民にどんな損失を与えようとも、誰も責任を問われることはない、ということであります。

上越市の品格はどこへ行ってしまったのでしょうか。こんなことで行政規律が保たれるのでしょうか。市民の信頼が得られるのでしょうか。

また、私は過日の一般質問で、国税当局と裁判で争うことがかなわないのであれば、そしてこの問題が行政組織全体の問題なのであれば、市民への責任として、その損失分をみんなで補てんすべきであり、私も議員として覚悟している、とまで申し上げましたが、そのような責任の取り方は一顧(いっこ)だにされませんでした。

このように全く反省もなく責任も取らない中で、今回の病院事業会計決算において、消費税過払い分1億2,390万円を「特別損失」として処理して終わり、とされたのでは、市民は全く浮かばれません。

したがって、以上るる申し上げた通り、この決算はどうてい認めるわけには参りません。

次に、議案第 158 号 平成 25 年度上越市一般会計補正予算(第 3 号)」と「議案第 169 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、いずれも同じ反対理由によるものでありますので、一括して申し上げます。

この議案は、普通交付税の削減に伴う市民生活への影響を考慮し、国の要請に相応する職員人件費を減額するとして提案されたものでありますが、その中身を議論する以前の問題として、提案の仕方に瑕疵(かし)があるものであり、賛成することはできません。

そもそも、国による職員給与減額相当の普通交付税の削減は、地方の固有の財源である地方交付税を、国の一方的な考え方を地方に押し付けるための統制手段に使っているものであり、地方分権の流れに反し、地方の財政自主権を侵すものであります。

ですから、第一義的に、このような暴挙をしっかりと打ち返すこと、少なくとも国の「要請」という名の「強制」に安易に与(くみ)しない覚悟が地方自治体に求められているのであります。

そうでなければ、足元を見られて、地方分権は吹き飛び、今後も地方への理不尽な統制はさらに繰り返されることであらうでしょう。

そういう意味で、難しい局面であっても、いや、難しい局面であるからこそ、市長を初めとする行政職員も、そして議会も、さらには市民も含めて、固い決意で、一丸となって地方自治体の矜持(きょうじ)を示さなければなりません。

その上で、財源の削減という結果を受けて考えなければならないことは、もちろん市民生活への影響を極力避ける知恵を出さなければならないことは当然であります。それにしても、職員の給与に手をかけるということになれば、まずは何よりも、上越市の行政運営のために共に進む仲間であり当事者である職員組合との合意形成をしっかりと果たさなければなりません。

しかし今回は、上記のような重大な問題と生活給という重みがありながらも、歩み寄りを示した職員組合に対し、「市民生活への影響」という名目を盾に、合意の無いまま、前例のない形で見切り発車をして議会提案をされたものであります。

まさに、上越市としては、かつてない強権的な対応と言わざるを得ず、有無を言わせない対応という意味では、結果的に国のやっていることと同じ手法であり、将来に大きな禍根を残すものと言わざるを得ません。

特に企業職員でない一般職の地方公務員にとって、争議権はもとより協約締結権さえない現状の中では、労使双方の信頼関係に基づく真摯な話し合いで合意するという以外に方法が残されていないのであり、したがって、その解決方法こそが唯一、両者の信頼関係を持続的に担保する方法なのであります。

それだけに経営側には、そのような真摯な姿勢と関係性を何にもまして大切にしなければならず、そこにこそ、はずれてはならない使命があると考えなければなりません。

その肝(きも)の部分がないがしろにした状況、言い換えれば自立的労使関係の枠組みが

損なわれた状況は、今後の上越市の行政運営、ひいては今後の上越市の確かな歩みにとって、大きな不安定要素となるものであると、深く憂慮するものであります。

したがって、このような不安定要素を固定化する結果となる見切り発車の議案については、現状のままでは、どうも賛成することができないのであります。

なお、「議案第 158 号 平成 25 年度上越市一般会計補正予算(第 3 号)」については、職員人件費の減額の他は賛成できる内容であります。その部分を切り離すことはできませんので、やむをえず議案に反対するものであります。

上越市の確かな将来のために、職員人件費については、早急に仕切り直しをして、労使双方合意の上で速やかに再提案すべきことを強く指摘し、反対討論を終わります。

(注:なお、採決に際しては職員給与の減額に関連する 5 議案(各種事業会計補正予算)にも反対した。)